

令和8年（フ）第820号

兵庫県三木市別所町近藤55番地の8 さわやか式番館201号、従前の住所兵庫県三木市別所町小林400番地
債務者 濱田 隆仁

- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第50号

鹿児島県南九州市頤娃町御領5916番地2、従前の住所鹿児島県指宿市山川利永515番地
債務者 松山 智貴

- 1 決定年月日時 令和8年8月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年10月30日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和8年（フ）第651号

京都府宇治市嶋島町落合217番地の1 ラ・アルコバレーノ203号
債務者 橋本 彩華

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第782号

京都市西京区大枝杵掛町14番地185 第1中原グリーンハイツ101号
債務者 森山 孝司

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第876号

京都市伏見区久我御旅町3番地38 アネックス久我の杜五番館302、前住所京都市右京区西京極新田町17番地1 西京極市営住宅2棟204
債務者 鵜飼 裕一（旧姓平野）

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第52号

鹿児島県南さつま市加世田ハーモニー14番地2 県営ハーモニー団地9棟105号
債務者 濱田 千恵

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月2日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和8年（フ）第48号

栃木県大田原市紫塚1丁目12番33号 猪瀬レジデンスB棟201号
債務者 佐藤 渉

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部

令和8年（フ）第664号

広島県東広島市八本松東6丁目4番4号 希望ハイツ103号
債務者 津島 由勝

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第759号

広島県廿日市市上平良1142番地4 205
債務者 吉野 星太

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第819号

広島市東区戸坂数甲2丁目9番7-204号
債務者 舟木 英雄

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第871号

広島市南区大須賀町20番6-301号
債務者 呉山奈津子

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第879号

広島県大竹市黒川3丁目1番7の210号 ヴィラナリー大竹 F-2棟
債務者 江口 春絵（旧姓村中）

- 1 決定年月日時 令和8年8月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月4日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第59号

山口県周南市平原町11番11号
債務者 塩田 萌果

- 1 決定年月日時 令和8年8月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

令和7年（フ）第53号

岩手県大船渡市盛町字木町6番地4
破産者 有限会社ダイマル

- 1 決定年月日 令和8年8月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和5年（フ）第1915号

（亡加藤久典の最後の住所）札幌市中央区南14条西12丁目2番15-203号
破産者 亡加藤久典相続財産

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第64号

埼玉県東松山市大字西本宿2487番地6
破産者 有限会社中央印章堂

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年（フ）第109号

埼玉県熊谷市下奈良979番地9
破産者 株式会社大塚工業

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年（フ）第209号

川崎市高津区新作3-7-8
破産者 株式会社ヴォルテックス7

- 1 決定年月日 令和8年8月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係